

数値目標

	数値目標設定指標	現状（直近の値）	2020年	
Ⅰ 就労による 可能な社会 経済的 自立が	① 就業率 （Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	20～64歳 79.2%	80%	
		20～34歳 77.7%	79%	
		25～44歳 女性 72.8%	77%	
		60～64歳 63.6%	67%	
②	時間当たり労働生産性の伸び率（実質、年平均） （Ⅱ、Ⅲにも関わるものである）	0.9% （2006～2015年度の10年間平均）	実質GDP成長率に関する目標（2%を上回る水準）より高い水準（※）	
③	フリーターの数	約155万人	124万人 ※ピーク時比で約半減	
Ⅱ 健康で 豊かな生活 のための 時間	④	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	55.4%	全ての企業で実施
	⑤	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	7.7%	5%
	⑥	年次有給休暇取得率	48.7%	70%
	⑦	メンタルヘルスクアに関する措置を受けられる職場の割合	59.7%	100%
Ⅲ 多様な働き方・ 生き方が 選べる社会	⑧ テレワーク	テレワーク導入企業 13.3%	2012年度比で3倍 （34.5%）	
		テレワーク制度等に基づく 雇用型テレワーカーの割合 7.7%	2016年度比で倍増 （15.4%）	
	⑨	短時間勤務を選択できる事業所の割合 （短時間正社員制度等）	15.0%	29%
	⑩	自己啓発を行っている労働者の割合	42.7%（正社員） 16.1%（非正社員）	70%（正社員） 50%（非正社員）
	⑪	第1子出産前後の女性の継続就業率	53.1%	55%
	⑫	保育等の子育てサービスを提供している数	認可保育所等（3歳未満児） 98万人	認可保育所等（3歳未満児） 116万人（2017年度）
			放課後児童クラブ 109万人	放課後児童クラブ 122万人（2019年度）
⑬	男性の育児休業取得率	2.65%	13%	
⑭	6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間	1日当たり 67分	2時間30分	

数値目標の設定に当たっては、以下の数値目標との整合性を取っている。

- ①、③：「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日、閣議決定）
- ①、③、⑤、⑥、⑪、⑬：「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版」（平成27年12月24日閣議決定）
- ①、⑤～⑦、⑨、⑪、⑬、⑭：「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）
- ②、⑦、⑪：「新成長戦略」（平成22年6月18日、閣議決定）
- ⑧：世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（平成29年5月30日閣議決定）
- ⑦、⑪：「2020年までの目標」（平成22年6月3日、雇用戦略対話）
- ⑪～⑭：「少子化社会対策大綱」（平成27年3月20日閣議決定）

※「新成長戦略」（平成22年6月18日、閣議決定）において、「2020年度までの平均で、名目3%、実質2%を上回る成長を目指す。」、「2%を上回る実質成長率を実現するためには、それを上回る労働生産性の伸びが必要である。」とあることを踏まえたもの。

指標（現状値）の算定方法等

①就業率

【総務省「労働力調査」（平成28年平均）】

②時間当たり労働生産性の伸び率

【内閣府「国民経済計算」〔連鎖方式〕、総務省「労働力調査」〔年度平均〕、厚生労働省「毎月勤労統計調査」〔5人以上事業所〕】

時間当たり労働生産性＝実質GDP／（就業者数×労働時間）として、2006～2015年度の平均伸び率を算出

③フリーターの数

【総務省「労働力調査（詳細集計）」（平成28年平均）】

15歳から34歳までで、男性は卒業者、女性は卒業で未婚の者のうち、①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者の合計

④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合

【厚生労働省「平成27年度 労働時間等の設定の改善を通じた「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」】

企業規模 30人以上の農林漁業を除く全業種から無作為に抽出した企業における、「労働時間、休日数、年次有給休暇の与え方などについて労働者と話し合う機会」を「設けている」と回答した企業の割合

注）「話し合う機会」とは、労働時間等設定改善委員会、労働組合との協議の場等をいう。

⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合

【総務省「労働力調査」（平成28年平均）】

非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める週間就業時間（年平均結果）が60時間以上の者の割合

⑥年次有給休暇取得率

【厚生労働省「平成27年就労条件総合調査」】

常用労働者数が30人以上の民間企業における、全取得日数／全付与日数（繰越日数を含まない）

⑦メンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合

【厚生労働省「労働安全衛生調査（実態調査）」（平成27年）】

10人以上規模事業所における「メンタルヘルス対策に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

注）「メンタルヘルス対策」の取組内容としては、「労働者への教育研修、情報提供」、「事業所内での相談体制の整備」、「管理監督者に対する教育研修、情報提供」なども含まれる。

⑧テレワーク

テレワーク導入企業

【総務省「通信利用動向調査」（平成28年）】

・公務を除く産業に属する常用雇用者規模100人以上の企業のうち5,140企業を調査。本調査では、「事業所母集団データベース」及び「平成27年通信利用動向調査（企業）」の有効回答（合計1,845）を用いて算出した「地方・産業別比重値」を回収結果に乘じ、母集団の産業・従業員規模構成と一致する比重調整を行った上で分析している。

・テレワークには、在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワークを含む。

テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合

【国土交通省「テレワーク人口実態調査」（平成28年度）】

・WEB調査の登録者のうち、15歳以上の就業者から年齢、性別等を考慮した上で、サンプルを抽出。有効サンプル数は4万人。

・テレワーク制度等とは「社員全員を対象にテレワーク等が規定」「一部の社員を対象にテレワーク等が規定」「制度はないが会社や上司などがテレワーク等を認めている」「試行実験（トライアル）」をおこなっている場合をさす。

・テレワーカーは、これまでICT等を活用し、普段仕事を行う事業所・仕事場とは違う場所で仕事をしたことがあると回答した人（在宅型テレワーカー、サテライト型テレワーカー、モバイル型テレワーカーを含む）をいう。

・雇用型とは、民間会社、官公庁、その他の法人・団体の正社員・職員、及び派遣社員・職員、契約社員・職員、嘱託、パート、アルバイトを本業としてしていると回答した人をいう。

⑨短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等）

【厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成27年度）】

「短時間正社員制度」の定義：フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務する制度のことをいい、①フルタイム正社員が地域活動、自己啓発その他の何らかの理由により短時間・短日勤務を一定期間行う場合（ただし、育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く）、②正社員の一部が所定労働時間を恒常的、又は期間を定めずに短くして働く場合、③パートタイム労働者などが、短時間勤務のまま正社員になる場合がある。

⑩自己啓発を行っている労働者の割合

【厚生労働省「能力開発基本調査」（平成26年度）】

常用労働者30人以上を雇用する事業所より無作為に抽出した事業所に雇用される常用労働者から、無作為に抽出した常用労働者のうち「自己啓発を行った」と回答した者の割合

注）能力開発基本調査における用語の定義

正社員：常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員をいう。

非正社員：常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

自己啓発：労働者が職業生活を継続するために行う、職業に関する能力を自発的に開発し、向上させるための活動をいう（職業に関係ない趣味や娯楽、健康増進のためのスポーツ等は含まない）。

⑪第1子出産前後の女性の継続就業率

【国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（平成28年）】

2005年から2009年の間に第1子を出産した女性について、第1子妊娠前に就業していた者に占める第1子1歳時にも就業していた者の割合

⑫保育等の子育てサービスを提供している数－保育サービス（3歳未満児）－

【厚生労働省「福祉行政報告例」（平成28年4月分概数）】

注）認可保育所等とは、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業、地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等をいう。目標値は定員数、最新値は利用児童数。

保育等の子育てサービスを提供している数－放課後児童クラブ－

【厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況について」（平成28年）】

⑬男性の育児休業取得率

【厚生労働省「雇用均等基本調査」（平成28年度）】

5人以上規模事業所における2014年10月1日から2015年9月30日までの1年間の配偶者が出産した者に占める育児休業取得者（2016年10月1日までに育児休業を開始した者）の割合

⑭6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間

【総務省「社会生活基本調査」（平成23年）】

「夫婦と子供の世帯」における6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」、「買い物」の合計の時間。時間は、該当する種類の行動をしなかった人を含む全員の平均時間

「仕事と生活の調和推進のための行動指針」数値目標の見直しについて

平成 2 8 年 6 月
仕事と生活の調和連携推進・評価部会

- 行動指針の数値目標は、政労使がそれぞれの立場を代表して合意したもので、特段の期限が明記されているものを除き 2020 年度を目標年次として取組を進めるためのものであることから、2020 年度の前年度頃から見直しの議論を開始することとし、それまでは原則として行動指針の数値目標は変更しない。

- ただし、2020 年度より前に期限を迎える数値目標がある場合には、その期限の前年度頃から、当該数値目標の在り方についての議論を評価部会で行い、必要に応じ見直しをすることとなることから、他の数値目標についても、そのタイミングに合わせ、政府が閣議決定等で設定した関連する数値目標等を踏まえ、見直しの要否について検討を行う。